

「はい、こちら企業の労働110番です」。

聞き覚えのある声の電話の主は、10年来親しくさせていただいている、建設会社の専務さんでした。「知り合いの会社で、

ことでしたら、今後予想される責任等を説明しました。

労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に労働者を就かせる場合には、資格取得や特別教育を実施するよう義務付けられており、無資格者、未教育者が作業することは、あつてはなりません。今回の労働災害では、どのような責任が問われるでしょうか。

され、懲役、罰金刑に処せられる場合もあります。また、刑法の業務上過失致死罪に問われることもあります。

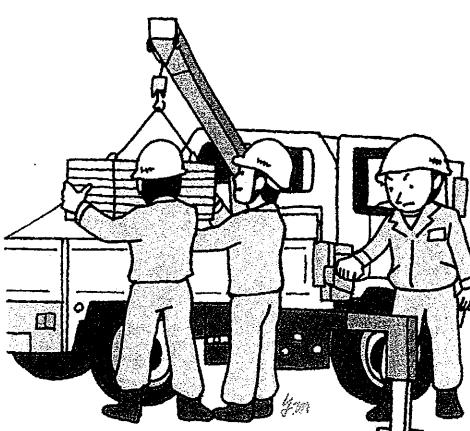
2. 行政責任

労働安全衛生法に基づき、作業停止命令や設備等の使用停止命令などの

災給付を超える損害に關しては、民事上の損害賠償責任（不法行為責任・安全配慮義務違反）が問われます。

4. 社会的責任

指名停止や顧客からの取引停止等の社会的責任を追及されます。また、マスコミや世論の厳しい目にさらされ、企業の評判を著しく低下させ、自社労働者の信頼も低下します。



労働災害が発生すれば、様々な責任から決して逃れ

行政処分が行われることがあります。また、行政指導（労働基準監督署から的是正勧告等）も行われます。

※『全国産業安全衛生大会』（本年10月28日～30日）のお問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（☎052-1961-1666）まで。

これが、事業者であり雇用主の責務なのです。

E4-E6-F12

させていただいている、建設会社の専務さんでした。「知り合いの会社で、

労働災害が発生した時、事業者が法律を守らなかつた時や、守ついたとしても災害防止への努力が足りない場合、会社事業者は次のような責任（四重責任）を問われることがあります。

1. 刑事責任

労働安全衛生法の違反があれば刑事責任を追及

3. 民事責任（民事損害賠償責任）

労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責を免

ることはできません。多額の賠償金を支払うために、家財を売り払つたり、取引停止によつて会社が倒産したりするなど、悲惨な結果になるおそれがあるのです。事業者の四重責任を肝に銘じ日頃から十分な安全対策を施す

イラスト・森沢康代